

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

七戸町の人口構造は、令和2年の国勢調査で14,556人となっており、平成22年からの10年間で約2,200人(約13%)減少している。年齢3区分別の人口構成比は、年少人口(0~14歳)が9.7%(1,406人)、生産年齢人口(15~64歳)が49.5%(7,202人)、老年人口(65歳以上)が40.8%(5,943人)となっており、生産年齢人口が減少している。主たる原因は若年層の流出と少子化となっており、高齢化率も増加している。

産業構造は令和元年度の産業別生産額構成比で見ると、第1次産業13.2%、第2次産業19.4%、第3次産業67.4%となり推移をみると、製造業を中心とする第2次産業は平成24年の55億円から令和元年には92億円と増加(67.2%増)し、構成比においても15.4%から19.3%と増加しているものの、事業所数は平成24年123事業所から令和元年には113事業所と減少(8.1%減)し、従業員数も平成24年は1,338人から令和元年には1,237人と減少(7.5%減)している。

現在、七戸町の中小企業者の実態は、企業数は減少傾向にあり、加えて人手不足、後継者不足等の課題にも拍車がかかっている。

このような中、七戸町では今後整備される広域高速交通ネットワークを味方に、流通体制の確立をし、中小企業の生産性の抜本的な見直しにより、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援することが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

七戸町の産業は、農林業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が七戸町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実

現する必要がある。したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする施設は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

七戸町の産業は、七戸十和田駅周辺、天間林工業団地等と広域に立地しており、「ものづくり」だけでなく、農業、商業など様々な業種・事業によって成り立っていることから、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、七戸町全域とする。

(2) 対象業種・事業

七戸町の産業は、農林業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が七戸町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。